

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	大崎市 (04215)
地域名 (地域内農業集落名)	松山地域 (次橋、山王、野田、須磨屋、新田、長尾、金谷、横町、入町、竹の花、文化丁、台町、新丁、町、上野、広岡、境、上志引、中谷地、下志、花ヶ崎、下沢、太夫沢)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,122.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1,000.2 ha
② 田の面積	1,037.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	84.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	118.81 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	108.6 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	684.17 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	490.27 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

松山地域は、「ササニシキ」や「ひとめぼれ」に代表される水稻を基幹作物としながら、繁殖牛、小麦、大豆、きゅうり等の優良農畜産物を生産する地域であるほか、県内有数の酒造好適米の産地となっている。

当該地域は、大豆等の生産調整作物を中心に水稻までを含めた担い手への農地集積が進められ、園芸や畜産との複合経営が行われている。担い手の一部には同一世帯内に後継者がおり、積極的に規模拡大を進める活動が見られている。その反面、労力不足による離農や地域の中核を担う農業者の高齢化、それに伴う集落営農組織の減少が進んでおり、若い担い手の確保と育成が近々の課題となっている。

本地域の水稻面積は609haで全耕作面積の約76%を占めている。平坦地では圃場整備が終了している一方、山間地の農地は耕作条件(用水等の利便性)も悪く、未整備地となっており、年々遊休農地や耕作放棄地が増加傾向にある。また、当該地区の農地経営については規模縮小が多く、今後の農地集積、集約が課題となっている。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:539人、団体経営体(法人、集落営農組織等)8経営体、個人経営体(認定農業者)55経営体  
主な作物:水稻、大豆、麦、子実用トウモロコシ

### (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

松山地域では、JA(新みやぎ農業協同組合、古川農業協同組合)の営農ビジョンと連携し、水稻、大豆、麦による土地利用型の農業経営を行い、地産地消を推進するため消費者のニーズにあった野菜栽培と生産性の高い畜産経営等の営農体制の強化を図りながら、堆肥施用による土づくりを行う。このことにより高品質の多収栽培で、安心安全な作物を消費者に提供する。これらを達成するためには、産地交付金等を最大限活用し、農業所得の向上と安定した農業経営の確立を目指す。

さらに、担い手育成の観点から各関係機関と連携し、担い手の掘り起こしや認定農業者並びに新規就農者が円滑に農業経営へ参画できるよう、栽培技術及び経理の知識を習得する研修会や先進地視察等を支援する。

#### 【地域の主要作物等の取組】

- ①「ササニシキ」や「ひとめぼれ」等の主食用米は、継続的な安定生産を図るため、播種前契約や複数年契約の更なる拡大や直播栽培等の省力、低コスト稻作への転換を一層推進し、収益性の向上と生産拡大を支援する。また、「蔵の華」や「吟のいろは」等の酒造好適米については、品質、収益性の向上及び生産拡大を図る。
- ②新規需要米は、農業者が取り組みやすい米対応の転作作物であるため、備蓄米及び飼料用米を主体に拡大を推進する。また、飼料用米やWCS用稻は団地化、担い手への利用集積による作業効率化を図り、多収品種の導入や多収穫低コスト生産技術を普及する。さらに、その需要先となる飼料会社への働きかけや連携を強化し、稻作農家と畜産農家との連携による地域内利用を推進し、更なる需要拡大の体制を構築する。
- ③麦、大豆は、排水対策や病害虫防除、適期収穫等の徹底による高品質化を図る。また、省力化や団地化、規模拡大等に対応した生産性及び収益性の高い産地形成を推進する。さらに、販路拡大や消費拡大に向けたPR活動を強化する。飼料作物は、団地化及び生産圃場の固定による生産性の向上や生産組織等の効率的生産体制の確立による低コスト化を図り、耕畜連携及び資源循環型農業を推進する。
- ④収益性の高いブロッコリー、キャベツ、苺等は、地域振興作物として位置付け、土地利用型園芸の団地化を推進し、施設園芸の規模拡大への取組を支援し、大規模園芸経営体の育成に努める。
- ⑤調整水田や保全管理等の不作付地は、飼料用米や麦・大豆・飼料作物等の作付を図り、水田の不作付面積を減少させ、解消する。畠地化の推進を図る。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針は、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がないよう他の農業者との調整を図りながら、農地利用を進める。

### (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	58.5 %	将来の目標とする集積率	80 %
--------	--------	-------------	------

### (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

- ・担い手が利用する農地の団地化面積は、163.9ha(令和6年度時点)となっている。
- ・団地化面積の拡大を進める。(令和12年度)

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積、集団化の取組

農用地の集積、集団化の取組は、松山地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員を調整役として、認定農業者や認定新規就農者、法人等を中心とする担い手への集積、集約化を進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構の活用方法は、担い手への農地集積について原則として農地中間管理機構を活用するものとし、担い手や貸付希望者の意向を踏まえ、担い手以外の農業者も含めた調整を行なながら、段階的に集約化する。

### (3) 基盤整備事業への取組

松山地域の基盤整備事業への取組は、平成9年度に松山須摩屋地区を皮切りに、新田五輪崎地区から千石地区を経て、平成18年度に下伊場野地区を最後に終了している。実施済み。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

多様な経営体の確保、育成の取組は、認定農業者や認定新規就農者はもとより、他産業からの転職や法人として起業し、規模拡大を目指す等の様々な経営体を確保、育成するため、JAや県、農業委員会等関係機関と連携して支援を行う。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組は、JAを主体に構成する松山地域農作物病害虫防除協議会による無人ヘリコプターでの水稻カメムシ防除及び斑点米カメムシ対策、大豆の防除作業を効率的に実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策は、イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保、育成を進める。
- ②環境との共存を目指す環境共存型栽培を基本とし、エコファーマーの育成を行い、慣行栽培から減農薬、減化学肥料栽培への作付けシフト及びJAS有機への誘導を推進する。
- ③ドローンによる農薬散布、自動操舵システムによる省力化等、スマート農業に取り組んでいく。
- ④松山地域では、牧草等(畠作物)が連続して作付けされている水田の畠地化を進める。
- ⑤耕畜連携は、松山地域で生産された飼料作物を地域内の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2.「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄に「は、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め

・耕作権には、農業を主な旨として位置付けられた旨と不測の事態に備えて、代わりに利用する旨を記載する旨の  
べく下さい。

レバーハンドルの操作によって、車の前進と後退の操作が可能になります。

### 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。